

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
規則	
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正（漁業管理課）	4
◎告示（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止）の一部改正（ 〃 ）	4
○高知県議会定例会の招集（財 政 課）	5
○公共測量の終了の通知（用地対策課）	5
○土地収用法に基づく事業の認定（ 〃 ）	5
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正（港湾・海岸課）	7
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	7
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	7
○政治団体の届出事項の異動の届出	7
○政治団体の解散の届出	8

規則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第79号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

須崎港	別図4から別図6までのとおり
-----	----------------

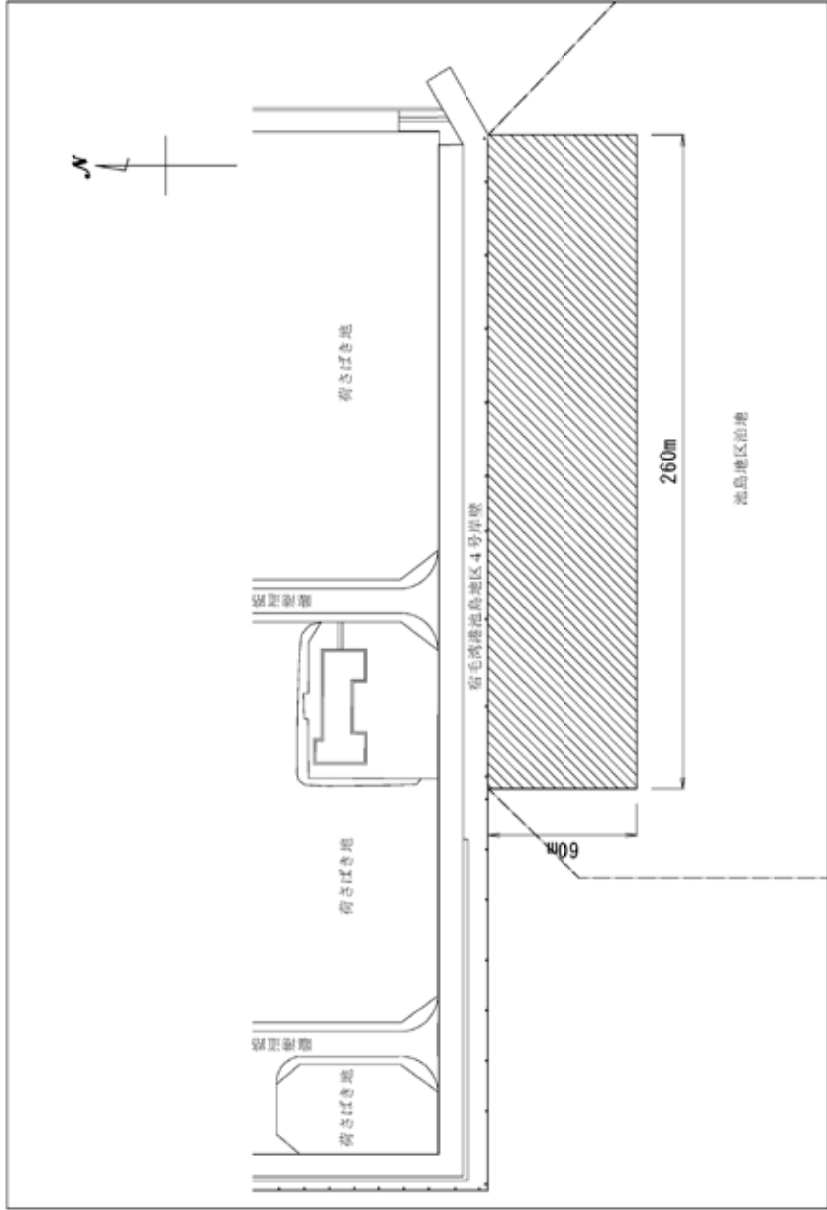
を

須崎港	別図4から別図6までのとおり
宿毛湾港	別図7のとお

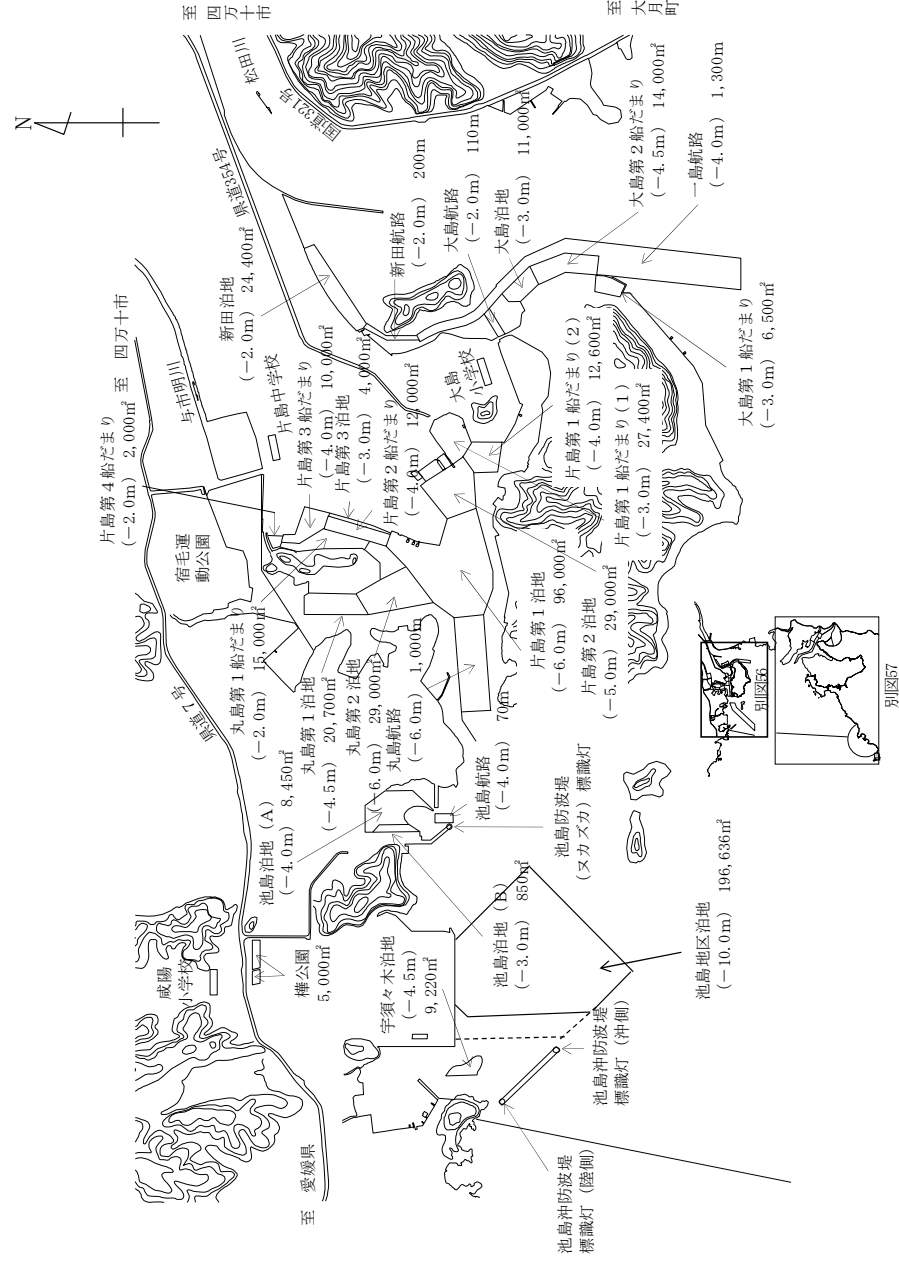
に改め、同表の別図に次の1図を加える。

別図7 宿毛湾港 池島地区泊地内の制限区域図

 : 制限区域



別表第2の別図56を次のように改める。



この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第680号の2

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和6年11月15日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

4の(1)の表中

「	操業区域2 (1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	21	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域2 (2)					
を「	操業区域2 (1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	21	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域2 (2)					
」	操業区域2 の2(1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	84	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域2 の2(2)					

に改め、4の(3)中「イ 操業区域2」を「イ 操業区域2及び操業区域2の2」に、
「 (イ) 操業区域2(2)
基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域
」
を「 (イ) 操業区域2(2)
基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域
(ウ) 操業区域2の2(1)
基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域
(エ) 操業区域2の2(2)
基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートルから80メートルまでの区域
」
に改める。

高知県告示第680号の3

令和3年11月高知県告示第938号（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和6年11月15日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

1の表中

「	操業区域14	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	52	定めなし
を「	操業区域14	4月1日から9月30日まで	定めなし	定めなし	52	定めなし
	操業区域15	周年	定めなし	定めなし	2	定めなし
」						

に改める。

3中

「(14) 操業区域14（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域）
点の位置
基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子濤共同漁業権境界基点
基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
」
を「(14) 操業区域14（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,062号の漁場区域）
点の位置
基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子濤共同漁業権境界基点
基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
(15) 操業区域15（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,029号の漁場区域）
点の位置
基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点
基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱
基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点
甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区

切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。」に改める。

高知県告示第694号
高知県議会定例会を、令和6年12月6日に高知県議会議事堂に招集する。
令和6年11月29日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第695号
高知県土木部幡多土木事務所長から令和6年4月高知県告示第345号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年10月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和6年11月29日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第696号
土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
令和6年11月29日
高知県知事 濱田 省司

- 1 起業者の名称
日高村
- 2 事業の種類
日高村水害に強いまちづくり公園（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - （1） 収用の部分
高岡郡日高村沖名字田福ノ下タ地内
 - （2） 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
令和6年10月2日に日高村から申請があった日高村水害に強いまちづくり公園（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - （1） 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、日高村水害に強いまちづくり公園（仮称）（以下「新公園」という。）を新たに整備するものである。
新公園は、日高村が設ける施設であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - （2） 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である日高村は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を

有すると認められる。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。 (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について 日高村中心部を流れる日下川は、一級河川仁淀川水系の一次支川であるが、河床勾配が極めて緩やかであるため、大雨等による増水時には仁淀川本川へ流下しにくく、内水氾濫を引き起こしやすい地形特性を有している。このため、従前より頻発する浸水害に悩まされてきた日高村では、令和3年に日高村水害に強いまちづくり条例（以下「条例」という。）を制定し、これまでに3つの放水路と2つの調整池を整備するなど、治水対策に重点的に取り組んできた。 日高村では、上記の放水路のうち、令和5年6月に供用を開始した新日下川放水路を観光資源として活用し、地域内外から人呼び込むインフラツーリズムの推進を目指しているが、同放水路には、国土交通省が作成したインフラツーリズム拡大の手引き（令和5年10月改訂版）（以下「手引き」という。）において、インフラ施設が観光客の受入れを行うに当たって最低限必要な施設とされているトイレ及び駐車場が整備されていない。 また、日高村では、若い子育て世代の情報共有や地域コミュニティ形成の場が不足しているとして、令和2年4月に第2期日高村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、若い子育て世代のための地域コミュニティづくりに取り組んでいくこととしているが、村内に駐車場が整備された公園は2箇所のみである。 上記の課題を踏まえ、本件事業により整備する新公園には、新日下川放水路の管理道入口に近接した場所に、トイレ棟及び駐車場（普通車30台（うち身体障害者用2台）及び大型車3台）のほか、管理棟、モデルハウス、遊具エリア、芝生エリア、運動エリア、地下貯留施設、緑地、散策道等を整備することとしている。このことにより、同放水路が手引きの要件を満たすこととなり、インフラツーリズムとして同放水路を観光メニューに組み込むことで、周辺の既存の観光資源との相乗効果が生まれ、交流人口の増加につながることが期待される。 さらに、駐車場を整備することによって利用者にとって利便性の高い公園となり、多数の者が来園することで、若い子育て世代のための地域コミュニティの場となることが期待されるとともに、防災施設である放水路に近接しており、管理棟内に条例の主旨や治水対策についての展示の場を設けることで、新公園が防災についての学びの場となり、地域の防災意識の向上に寄与すること	も期待される。 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。 イ 本件事業の施行により失われる利益について 本件事業の起業者である日高村が現地調査を行った結果、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより、起業者が特に保護を図る必要があると認められる15種並びに高知県レッドリスト（動物編）及び高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物については、生息又は生育は確認されなかったが、今後、生息又は生育が確認された場合は、適切な措置を講ずることとしている。 埋蔵文化財については、日高村教育委員会に問合せを行った結果、起業地内に史跡、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い、存在が確認された場合は、日高村教育委員会に報告し、適切な措置を講ずることとしている。 また、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、日高村は、本件事業の施行において、起業地の周辺環境に及ぼす影響は極めて少ないとしている。 以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。 ウ 代替案の検討について 本件事業に係る起業地として、公園としての機能が効果的に発揮され、かつ、新日下川放水路に近接した場所で3候補地を選定した上で、利便性、経済性、周辺環境等あらゆる角度から適地性について比較検討した結果、他の2候補地と比較して最適地であると判断される。 このことから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。 エ 比較衡量 アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。 (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について ア 事業を早期に施行する必要性 (3)のアで述べたように、本件事業は、新日下川放水	路にトイレ及び駐車場がなく、手引きの要件を満たしていないことから、早期に施設整備が望まれる。 また、駐車場を備えた公園は、若い子育て世代のための地域コミュニティの場となり、地域の活力向上に寄与することが期待される。 以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。 イ 起業地の範囲及び収用の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。 また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。 したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。 (5) 結論 (1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 日高村役場建設課
---	--	---

高知県告示第697号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

表の宿毛湾港の水域施設の項中

「

〃	宇須々木泊地	面積9,220㎡ 水深4.5m	〃
---	--------	--------------------	---

」

を「

〃	宇須々木泊地	面積9,220㎡ 水深4.5m	〃
〃	池島地区泊地	面積196,636㎡ 水深10.0m	〃

」

に改める。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月29日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
東祐太郎後援会	東 祐太郎	東 かおり	高岡郡佐川町 中組1129番地 6	令6 ・10 ・16

高知県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月29日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区	名称	代表者の	会計責任	主たる事	異動
---	----	------	------	------	----

分	（代表者の氏名）	氏名	者の氏名	務所の所在地	年月日
旧	自由民主党四十町窪川支部 （国元 英二）	中平 俊二	国元 英二	高岡郡四十町本町7－13	令6・9・22
新			国元 英二	下元 真之 高岡郡四十町土居385－6	
旧	自由民主党高知県不動産支部 （藤本 武志）	異動なし	竹田 元久	異動なし	令6・6・20
新			齋藤 良浩		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	白石伸一後援会 （加藤 和）	異動なし	川村 祐奈	異動なし	令6・9・16
新			村上 友菜		
旧	高知県宅建政治連盟 （藤本 武志）	異動なし	竹田 元久	異動なし	令6・6・5
新			齋藤 良浩		

高知県選挙管理委員会告示第89号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。
令和6年11月29日
高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司
その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
野村重夫後援会	増田 淳一	令6・9・30
新しい香南市をつくる会	上田 瀧雄	令6・9・12
上田たきお後援会	上田 瀧雄	令6・9・12
松本敏郎後援会	金子 繁昌	令6・10・4